

の第一の缺點なり

比例準備發行制は右の外尚ほ二個の大缺點を有せり即ち第二の缺點は準備の比例を定むるの困難是なり抑兌換券なるものは時と所を異にするにより其流通に緩急あり展縮其度を同ふせされは到底法律を以て準備の割合を一定すべきものに非す加之ならず準備の大小は大に經濟上に關係を有し若し其額寡きに失すれば銀行の位地鞏固ならず多きに過くれは不經濟なるを免れず故に準備の割合を定むるは極めて困難なる業なりとす

第三の缺點は恐慌襲來の兆ある時經濟社會の需要に應じて盛に兌換券を増發して金融を整理するに能はざる是なり尤も比例準備制にありては總額準備の如く其窮屈の度甚しからされとも通例恐慌の起らんとする際には既に銀行が極力其兌換券を發行し毫も餘地なき場合なるへければ其上の發行は望むへからざるに屬すと認めざるを得ず

比例準備發行制の性質及び缺點上述の如し然れとも此制は現今白耳義荷蘭陀西班牙瑞西北米合衆國等の採用する所にして頗る緊要なる地位を占むるものなり

是等の諸國は或は兌換券流通最多額の制限を設けず又正貨準備の割合を律するに當り兌換券のみに對して定むるあり或は兌換券及び預金の合計額に對して定むるあり其揆を一にせずと雖も其比例準備制を固守する點に於ては同一なり今此制の標本として左に白耳義國立銀行荷蘭銀行及び米國々立銀行の制を略述せむ

一、白耳義 現今白耳義國に於て兌換券發行權を有する銀行は唯白耳義國立銀行のみなり同國の制は其發行總額に關しては何等の制限を設けされとも兌換券流通額及びその他の要求拂債務の總額に對して必ず其三分一以上の正貨を準備すべきとを命せり然れとも大藏大臣に於て必要と認め許可を與ふるに於ては此比例を顧みず法定以下の正貨準備を以て兌換券を發行するを得るものとせり白耳義國立銀行の制は比例準備制にして學理上數多の缺點を有し且つ其兌換券に對して實際保有する正貨の割合は他の歐洲大陸諸國に於ける中央銀行に比して讓色なき能はずと雖も同行の發行に係る兌換券は克く其價格を保ち未だ會て兌換の實を失ひしとなし蓋し其然る所以のものは同行が正貨準備と相并て多額

の短期金貨拂外國手形を所持するに因らすんは非ず後者は現今法定正貨準備中に算入するとを許され其額は正貨に超過し二者の合計は兌換券流通額に比し約百分五十に達せり然り而して右の外兌換券及び當座預金の引當とすへき所謂保證物件は商業手形其他容易に正貨に引換へ得へき有價物件を以て成れり

二、荷蘭 荷蘭の制亦白耳義の制に酷似せり即ちネゼラント銀行は事實上兌換券發行權を獨占し現今其發行總額に關して毫も制限を置かず正貨準備の割合は兌換券當座預金及び送金小切手代金の合計即ち銀行の要求次第拂ふへき債務の全體に對して百分四十以上にして其殘餘の流通額に對しては商業手形並に擔保付貸附を以て保證すへき制なり

ネゼラント銀行の制亦た比例準備制なるが故に該制固有の缺點を免る能はずと雖も同行の正貨保有高並に短期金貨外國手形の額常に潤澤なりしを以て千八百六十四年現制確立以降今日に至るまで數回の大恐慌に遭遇せしにも拘らす平素金貨の輸出に何等の拘束を加るとなくして克く其兌換を維持するを得たるは頗る稱揚すへきとなり

三、北米合衆國 米國々立銀行の制は千八百六十三年同條例制定以來幾多の變遷を経しも千八百七十四年迄は純然たる比例準備發行制なりしが七十四年準備制の改正以來一種變則の制と化せり今左に之を略述せん
先づ發行の方法より述へんに發行の方法は條例の制定以來千九百年まで著しき改正を見さりき即ち米國に於ける國立銀行は皆同條例を遵奉して兌換券を發行するの權を有し千九百年三月同條例の改正までは合衆國政府の記名公債を大藏省に預け入れ「コムトロラー」官より其時價の百分九十に相當する兌換券を申受け之を發行するとを許されしなり但し其時價額面以上なる時は額面の百分の九十を以て制限とし且つ其總額は如何なる場合に於ても銀行の拂込資本額の百分九十を超ゆるとを得さりき然るに此制は通貨の需要俄かに増加するとあるも兌換券を増發してこれに應ずると能はず隨て兌換券の最大效用たる變通伸縮の作用を奪ひ近來米國商工業の發達と共に大に通貨を要するに至りしも兌換券之に應じて増殖せざりし而已ならず却て比年公債の減少並に其價格騰貴の結果として銀行は兌換券の保證として公債證書を預入るゝよりも寧ろ之を賣却し兌換券

發行を減縮するを以て利益とするに至りしを以て兌換券の流通額愈々萎縮せんとする傾向を見たり是に於て乎千九百年條例の改正あり同年三月一日より之を實施し各銀行兌換券の發行額を其預け入るゝ公債證書の額面價格とし且つ其總額を改正して拂込資本額と同一たるを得せしめ之に加ふるに二分利公債を以て預け入るを許し發行額に對する稅率を低減し以て國立銀行の新設及び兌換券の發行を促したり然れども未だ充分に其目的を達する能はざるものゝ如し千九百三年は千八百八十六年以降國立銀行券の發行最多額に達せし年なりしか尙法律上發行し得へき高の百分五十五四三に達せしに過ぎざりき

次に正貨準備制の變遷を述べは千八百七十四年までは國立銀行の兌換券は其發行銀行に於て何時にても其兌換に應すへきは勿論又法定の大市街に代理兌換所なる者を設け支拂準備の割合は兌換券流通高及び預金の合計に對し發行銀行の所在地により百分十五以上若くは百分二十五以上たるへき制なりしか同年六月右代理兌換の制を廢し同時に前記法定準備金を以て専ら預金に對する支拂準備金となし兌換券の償却資金としては只其發行額の百分五に相當する法貨を大藏

省に預け入れ以て同省に於て行ふ所の國立銀行破損紙幣償却に資する外何等の規定を設けず主として發行銀行の自由に任せり加之ならず右百分五の法貨も亦預金に對する法定準備金の一部と見做すとを許せり由是觀之米國々立銀行兌換券の準備制度は當初純然たる比例準備法なりしか現今に於ては一種變則の制なりと謂はざるを得ずして其引換準備は主として公債證書に據るものと推定するの外なく自然事あるの日に於ては到底大藏省に預け入れたる夫の百分五の法貨を以て足るへくもあらず大藏省は其保管せる公債證書を賣却して兌換に應せざるを得ざるなり然るに公債證書の如きは非常の場合に於ては容易に賣却し得へきものに非ず良し賣却し得るとするも其價格の暴落を免れざるか故に此制度は決して良好なるものに非るなり現今米國々立銀行の多くは幸にして巨額の準備金を所有し頗る鞏固なりと雖も中に或は不確實なるもの往々あり一旦事を誤るに於ては累を全體に及ぼし經濟社會を攪亂するの虞なしとせざるなり

第三 最多額制限發行制 兌換券發行の最多額を定め其額を超過するを許さずと雖も正貨準備の割合は之を發行者の自由に放任するの制之を最多額制限制と

云ふ此制の利益とする所は兌換券發行の最高額を律し以て其濫發を防ぐに在り抑々紙幣濫發の害は實に甚しきものにして物價爲に暴騰し投機事業爲に勃興し外國貿易は其權衡を失ひ正貨國外に流出し經濟社會を害すると蓋し之より大なるものなからん尤も兌換券にありては不換紙幣と其趣を異にし自然伸縮力を有するを以て其害毒も一時に止まるものなれとも其一時に及ぼす所の害尙ほ眞に小ならざるなり然るに其發行額に制限を置くときは其災を未然に防くことを得へし是れ此制の利益なりとす然りと雖も此制は兌換券の最大效用たる經濟社會の需要に應じて伸縮するの作用を鈍むるの缺點を有するを以て決して完備せる制と謂ふ可からず蓋し其發行制限餘りに高さに過ぐる時は其結果は毫も制限なきと一般なり又其制限餘りに低さに失する時は市場一旦急を告ぐるに中り盛に兌換券を供給して之を救済すると能はざるなり

右の外最多額制限發行制の缺點尙ほ一あり準備金に對し何等の規定を設けざる事是なり準備金は成るべく之を小にし發行額は成るべく之を大にするは以て發行者の利益を増長する所以なれば此制の如く準備金に關し毫も制限を設けず之

を發行者の自由に任するに於ては發行者たる者時に或は安全の疆界を超へて準備金を減縮するとなきを保す可からず斯の如くなる時は其危険決して小なりと謂ふへからざるなり

最多額制限發行制の適例之を佛蘭西銀行の制となす佛蘭西銀行は千八百年の創立に係り最初より兌換券發行の權を付與せられ千八百十七年より三十八年に至る間に兌換券發行銀行の地方に起りしもの九行の多さに及ひしか四十八年の革命及び恐慌に際し相率て窮境に陥り遂に佛蘭西銀行に合併して其支店となれり爾來佛蘭西銀行は兌換券發行の權を獨占し從來其發行最多額の制限三億五千萬法なりしか右地方銀行合併と共に大に之を擴張し四十九年末五億二千六百萬法に増加し其後八回の制限擴張あり千九百〇六年一月終に其制限額を五十八億法となせり是即ち現今の制なり然り而して佛蘭西銀行は初より正貨準備に關して毫も法律上の掣肘を受けず只其事務規程に於て兌換券の發行額は正貨并に割引手形の現在額と相當の權衡を保ち以て兌換に故障なからしむへしと規定したるに過ぎざりしか常に克く着實なる方針を採るに務め未だ曾て其經營を誤りしと

なし千八百四十八年及び七十年の兩度會々政治上の騷亂の爲め兌換券の引換を停止したれとも何れも久しからずして恢復するを得たり現今に於ては其正貨準備の如き他國諸銀行の遠く及はざる所にして千九百〇二年十一月二十日の報告に據れば其額實に三十六億法許にして當時兌換券發行額の八割強に當れり(一八九四年乃至一九〇三年十年間に於ける正貨準備の平均は實に百分の八十六なり又同行の保證準備に供する商業手形は三ヶ月以内の短期手形にして而かも三個以上の署名あるを要するか故に最も確實なりとす元來最多額制限發行制は前述の如く理論上決して善良なる制に非れとも佛蘭西銀行の如く鞏固着實なる方針を以て經營するに於ては實際上毫も其弱點を見ざるなり蓋し兌換券兌換の確否は其制度の優劣に依るよりも寧ろ發行者の施政方針の如何に依りて決せらるゝものと知るへし

第四、屈伸制限發行制 兌換券を發行するに當り平時は定額以上總額準備法に據らしめ一朝事あるに於ては相當の税を政府に納め制限以外の兌換券を發行するを得せしむるもの之を屈伸制限發行制と云ふ此制は前掲諸制の缺點たる所

を補ふものにして現今最良の制度と認めらる獨逸奧地利匈牙利及び我日本の制即是なり英國に於ても夙に此制を採らんと主張せし者あり千八百七十三年即ち獨逸に於て始めて此制を採用せし時に先つと二年英國の出納局長ロバートロ氏後にシャープルック卿と稱せられし人は一法案を議會に提出して盛に此制の利益を唱道したりしか終に採用せられずして止めり

獨逸帝國銀行は千八百七十五年普魯西銀行を改稱したるものにして其兌換券發行の制は同年の制定に係る銀行法に基けるものなり當時同法により兌換券發行の權を與へられたる銀行は帝國銀行の外三十二行ありしか若し中途にして兌換券發行權を棄却する者ある時は其都度其發行額を帝國銀行に付與することと定めたり而して同法は是等の諸銀行の發行し得へき兌換券の總額に關しては毫も制限を設けずと雖も正貨を準備せず所謂保證準備を以て發行し得へき總額を三億八千五百萬馬克とし其内二億五千萬馬克を帝國銀行に其餘を他の三十二銀行に配分し此定額以上の發行に對しては必ず同額の正貨を備ふべきことを命し若し必要に應し正貨を準備せずして尙右制限以上の發行を要するに於ては其超過額

に對して年五分の税を帝國政府に上納すべきものとせり
右の外同法は從來獨逸諸聯邦中に行はれたる比例準備制を加味し帝國銀行を始め兌換券を發行する銀行は皆其發行せる兌換券の總額に對して少くとも其三分一に相當する正貨を保有すべきことを命せり而して其殘餘の所謂保證準備の内容は支拂期限三ヶ月以内にして通常三名少くとも二名の確乎たる署名を有する商業手形たるべきものとせり

右は千八百七十五年獨逸兌換銀行法の大要なり爾來兌換券發行銀行の多數は其發行權を棄却し現今發行權を有するは僅に五行のみたるを以て帝國銀行保證準備發行制限は次第に擴張せられ千八百九十六年には二億九千六百二十二萬九千馬克となり千八百九十九年に至り銀行法の改正あり其制限更に擴張せられ終に四億五千萬馬克の巨額となれり

獨逸帝國銀行の正貨準備は法律上發行高の三分の一を以て最小額となせとも實際保有高は頗る巨額なり即ち千八百九十年の平均は百分八十一強九十五年の平均は百分九十二強にして千九百年の平均は百分七十二弱なり千九百年に至り比

例の俄に減少せしは九十九年に於ける保證準備制限擴張の結果なり

澳太利に於ては千八百六十三年英蘭銀行の制に倣ひ定額以上總額準備法を以て澳太利銀行の兌換券發行を律し商業手形其他有價證券を以て保證準備とし其定額を二億「フロリ」^{フロリ}と爲せしか同制の變通作用を闕ける結果として千八百六十六年及び七十三年の兩恐慌に際し一時其制限を破るの止むを得ざるに至れり千八百七十八年澳太利銀行廢せられ澳太利匈牙利銀行之に代り千八百八十七年に至り兌換券發行制を改正して獨逸の制に倣ひ五分稅付屈伸制限法を採用したり而して其保證準備制限は依然二億「フロリ」^{フロリ}を墨守し正貨準備は流通總額に對し百分四十の比例を有せしむる制なるか千八百六十八年の勅令により三千萬「フロリ」^{フロリ}を限り金貨拂外國手形を以て正貨準備の一部と見做すことを承認せり我日本銀行の兌換券發行に關する規定亦た獨逸の制に模倣したるものなり然れとも日本銀行の制は其創立の當時に於ては大に獨逸法と異なり現今と雖も全然之と同一なりと謂ふ可からず今左に其沿革の大略を述へ以て彼我の差異を明かにせむ

日本銀行は明治十五年六月第三十二號布告に準據して設立せられたり而して其目的は同行をして兌換券の發行を獨占せしめ當時世上に流通せる國立銀行紙幣及政府發行の不換紙幣を償却し以て兌換の制を確立するに在りしと雖も當時是等紙幣の價格尙未だ恢復するに至らざりしかは日本銀行券の發行を差控へ明治十七年五月不換紙幣の整理其端緒を開き銀紙の開き漸く消滅するに及て始て兌換銀行條例を發布し日本銀行をして兌換券を發行せしめたり而して其正貨準備に關しては同條例第二條の規定せし所にして其制頗る簡短なりき曰く日本銀行は兌換券發行高に對し相當の銀貨を置き其引換準備に充つへしと爾來日本銀行兌換券の流通漸く増加し政府紙幣及國立銀行紙幣の償却着々行はるゝに及ひ明治廿一年勅令第五十九號を以て獨逸法に則り兌換銀行券條例を改正し以て現行制度の基礎を樹てり改正條例は兌換券發行の方法を其第二條に規定せり曰く

『日本銀行は前項銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つへし』

『日本銀行は前項の外特に七千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他

確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行するを得但本項七千萬圓の内二千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係る銀行紙幣の消却高を限とし漸次發行するものとす

『日本銀行は市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外更に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券若くは商業手形を保證とし兌換銀行券を發行するを得此場合に於ては其發行高に對し一個年百分五を下らざる割合を以て發行税を納むへし但其割合は其時々大藏大臣之を定む』

『日本銀行は政府發行紙幣銷却の爲め二千二百萬圓を限り一個年利子百分の二の割合を以て政府に貸付すへきものとす但明治三十一年以降は無利子たるへし』

『前項貸付金の償還年限及毎年償還金額は大藏大臣之を定む』

此規定に依りて之を觀るに日本銀行の兌換券發行制度は總額正貨準備法を以て原則とし特に一定の制限額を設けて保證準備の發行を認め更に必要なる場合に

於ては制限外發行を許すものにして前掲獨逸の制に酷似するものなり然り而して其保證準備發行額は爾來二回の擴張を見たり即ち當初七千萬圓なりしか二十三年五月勅令を以て一千五百萬圓を増加し總額八千五百萬圓となし三十二年三月議會の協賛を経て更に三千五百萬圓を増加し總額を一億二千萬圓と改めたり是れ現今の制なり

今日本銀行の制と獨逸の制とを對照して彼我の差異を究むるに其異なる點三あるを發見す左の如し

- 一、獨逸の制にありては兌換券の發行額に對し少くとも三分の一の正貨準備を要し所謂比例準備法を加味すれども我日本銀行の制には斯る規定なし
- 二、獨逸の制にありては保證準備としては確實なる短期商業手形のみを用ゆれども日本銀行の制にありては商業手形以外に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券を用ゆ
- 三、獨逸の制にありては制限外發行額に對する税は年五分と定むれども我邦の制にありては其最低率を年五分とし其割合は時^に應じて大藏大臣之を定むる

ととせり

今右差異の點に就き彼我の優劣を比較するに第一及び第三の點に於ては彼我に優り第二の點に於ては彼我に一步を贏するものゝ如し抑比例準備法の不可なる所以は今之を再論するの必要を見ず中央銀行たる者は平素充分の正貨を貯へ兌換制度の鞏固確實を保證するの責任を有するものなるか故に強て比例準備の制を立てその應急の働きを妨くるは決して策の得たるものと謂ふ可からず又制限外發行に對し課税を要する所以のものは市場金融逼迫を告げ利率暴騰せんとするに際し其急を救ふを得せしむると同時に平時濫發の弊を豫防するの主意に出づるものに外ならず然るに獨逸法の如く之を一定するに於ては其率低きに失すれば平時に於ても尙制限外發行を見るとなしとせず其率高きに過くれは金利暴騰の後に非れば其發行を見ると能はず隨て機を制するの能を缺けり故に其利率は法律を以て之を確定せず我制の如く臨機應變の處置を爲すの餘地あらしむるを以て優れりとす保證準備として商業手形公債證書孰れか優るやに就ては既に本章第六節に之を詳論せしを以て茲に之を贅せず然れども我邦の如く信用取引

未だ充分に發達せず手形の供給大ならざる邦國にありては公債證書の類を以て保證準備となすを許し以て其缺を補ふの必要あるを奈何せん

第九節 「カレンシー」主義及び「バンキング」主義

以上吾輩は兌換券の性質效用發行保證物件及び正貨準備并に諸國現行制度に就て大體の説明を爲せり今や本章を終るに臨み「カレンシー」主義 Currency Principle 及び「バンキング」主義 Banking Principle として知らるゝ兌換券發行に關する學說を紹介すへし

凡そ社會萬般の事物利害相伴ふは數の免れざる所兌換券と雖も其行使より生ずる利益は誠に大なりと雖或は之を使用するにより社會の經濟を紊し幣制を攪亂するか如き弊害生ぜざるに限らず此利害得失の輕重は古來多數學者の提起せし問題にして歷史上兌換銀行券制度か屢々不完全にして社會に甚しき害毒を流せし事實は終に或一派の學者をして兌換券の利益に關する學說は悉く牽強附會なりとの斷案を下さしむるに至りし程なき此問題は殊に十九世紀の初半英國に於て盛に討究せられし所にして當時學者は劃然二派に分れ一を「カレンシー」主義派

又「レトリク緊縮學派」と呼び他を「バンクバンキング」主義派又「エキスパン膨脹學派」と稱せり而して前者に屬する重なる學者は「オバースオバーストン卿」「トレントレンス大佐」「ノルマンノルマン氏等にして後者に屬する重なる學者は「トウトウック」「ゼームゼームス」「ウヰルウヰルソン」「フラーフラートン等の諸氏なりき今兩派の主唱する所の大要を摘録せん

「カレンシー」主義派は若し或國か一葉の兌換券たに行使せざりし時は自然に其國內に行はるゝ賣買取引に必要な正金を吸收し其正貨流通額は必ず其社會の需要に應じて伸縮すへきなり然而して元來貨幣か社會の需要に應じて伸縮するは最も望ましきとに屬するか故に紙幣を發行して正貨の代用を爲さしむるに當りては常に其紙幣の兌換を實行するを以て足れりとせず正貨流出するとあらは之を代表する同額の兌換券回收せられ之に反して正貨流入するとあらは同額の兌換券發行せらるへき様畫策せざるへからず然らすんは正貨國外に流出するや紙幣忽ち其缺を補ひ國內の通貨は其需要に超過し物價は正貨の出入に伴はず國際間貴金屬の分配は爲めに其比例を失し又國內の正貨及紙幣は爲めに其適當なる割合を保つと能はざるに至るへし果して然らば兌換券の發行は其發行額と同額

の正貨準備を有せしめて始めて之を許すべきものにして此原則に背き少額の正貨を準備し巨額の兌換券發行を許すか如きは徒らに通貨膨脹の弊に陥り物價を騰貴せしめ終に經濟社會を紊亂するに至るへし世に所謂恐慌なるものは一に之より生ずることを忘る可からずと主張せり

「バンキング主義派の主張する所は右カレンシー主義と正反對なり即ち第一元來兌換券の伸縮は正貨の伸縮と毫も異ならざる法則によりて支配せらるべきを以て若し其分量過多ならん乎忽ちにして兌換の請求起り正貨輸出せられ其額隨て減せざるを得ず故に需要に超過して流通するの虞あるとなし第二抑兌換券の用たる克く貴金屬の不時の需要より生ずる急激なる貨幣の増減を補填するにあれば決して正貨と共に伸縮するを要せざる而已ならず總額準備法により正貨と同じに増減せしむるか如きは却て其主要なる效用を没却するものなり加之ならず兌換券の發行は銀行より見れば常に受働的にして需要あれば發行せられ需要止めは回歸すへし故に其發行か物價騰貴及び投機取引の原因を爲すと謂はんより寧ろ其結果なりと謂はざる可からず果して然らば法律を以て之を制抑するの必

要毫も之あるとなしと云ふに在り

今上記二學派の主張する所を檢するに共に多少眞理なきに非れとも何れも左祖すへからざる偏見に陥れる點多きを發見す以下其然る所以を論述せむ

第一、「カレンシー派は左の諸點に於て大なる誤謬に陥れり

一、同派は世の交換の媒介物は單に正貨幣及び紙幣のみより成ると誤解し夫の最も廣く行はるゝ手形小切手帳簿上の貸借等の存在を看過せり

二、兌換券の主要なる效用は其自然的伸縮力(彈力)を有するの點に存せり然るに「カレンシー派は全く其效用を非認し總額準備發行法を主張せり

三、同派は總額準備發行法を奉ずるの結果として兌換券をして常に正貨の輸出入と共に伸縮せしめんと主張せり然れども是預金の正貨要求上兌換券と同一の能力を有することを忘却したる論なり總額準備の場合と雖も預金に振替へらるゝ銀行の割引貸附を廢せざる以上は預金を引出し正貨を要求し來る時は銀行は直ちに之を支拂はざるを得るか故に兌換券流通高と銀行の保有する正貨の額とは常に之を同一ならしむると能はざるや明白なり

四、同派は總額準備を以てせざる兌換券の發行は必ず物價を騰貴せしめ又恐惶は一に貨幣の膨脹より來るものと信すれども是れ貨幣數量説の誤謬に陥り又恐惶の何たるを知らざるものにして甚しき謬見なり

第二、「バンキング」派亦左の如き誤謬に陥れり

一、同派の主張する第一の説は永時に亘りて論ずる時は正當なるへきも市況活潑を加へ投機熱熾に起る場合に於ては兌換券と雖も適度を超へて濫發せられ終に兌換の實を失ふに至るの危険往々あるへきとを看過せり

二、第二の説は大體に於て當れりと雖も兌換券の發行を銀行の自由に放任し毫も干渉せざる時は大害を醸すとあるへきを悟らざるものなり

之を要するに「カレンシー」及び「バンキング」の兩主義は其論旨に於て正鵠を得たる點全くこれなきに非すと雖も孰れも偏見に陥れる非難を免る可からず若夫れ兌換券は如何なる主義を以て之を支配するを正當となすやの問題に至つては讀者既に定説を有せん吾輩敢て茲に再論するの要を認めざるなり

本書參考書

- Conant, Money and Banking, Book IV.
Conant, History of Modern Banks of Issue, ch. I.
Cornwell, The Currency and the Banking Law of Canada.
Dunbar, Theory and History of Banking, 2nd ed., ch. V.
Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, chs. XVI & XVII.
Kinley, Money, ch. XVII.
Laughlin, Principles of Money, ch. XIII.
Macleod, Theory and Practice of Banking, vol. I, ch. IV.
Noel, Les Banques et l'Emission en Europe.
Schurting, Bankpolitik, III—IV.
Tooke, History of Prices, vols IV.
Walker, Money, Pt. III.
White, H. Money and Banking, 2d, ed., Bk. III.
A History of Banking in All Leading Nations, vols IV.
Handwörterbuch der Staatswissenschaften — "Banken" — "Papiergold."
山崎覺次郎氏銀行論(經濟叢書)第三章
etc, etc.

貨幣論 畢

明治四十年九月廿五日印刷

明治四十年九月三十日發行

貨幣論與付

正價金壹圓八十錢

著者 佐野善作

發行者 森山章之丞

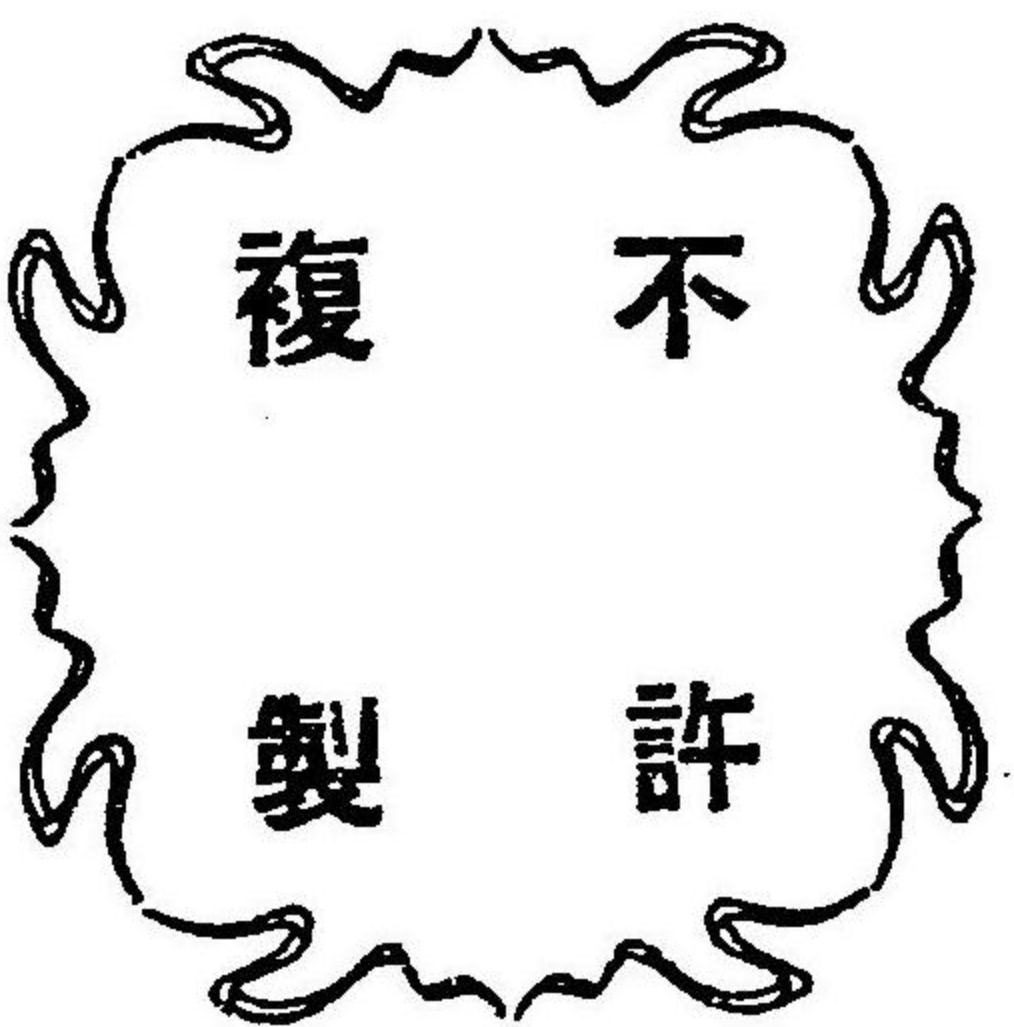
東京市神田區表神保町二番地

印刷者 佐久間衡治

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 英舍

東京市京橋區四紺屋町廿六七番地



發兌

東京市神田區表神保町二番地
(電本一五三九振替口座二三三三)

同文館

大賣所 東京神田(東京堂)
大阪東區(寶文館)
東京早稻田(同文館支店)
韓國京城(日韓書房)

録目總業商濟經政財行發館文同

- 東京高等商業教授 瀧本美夫先生解説
○ナワケ財 政 學 全一冊 定價金一圓八十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學教授 氣賀勘重先生解説
○訂正フヒリツボ 經濟原論 全一冊 定價金二圓五十錢 郵税金十錢
- 同 先生解説
○フヒリツボ 經濟政策 全二冊 定價金一圓六十錢 郵税金二十錢
- 法學士 河上 肇先生解説
○ナワケ 經濟學原論 全二冊 定價金一圓六十錢 郵税金二十錢
- 法學士 山内正暎先生解説
○イリ 經濟學概論 全一冊 定價金一圓八十錢 郵税金十錢
- 東京高等商業教授 關一先生解説
○ソノル 交通政策 全一冊 定價金八十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學教授 堀江歸一先生解説
○バク 銀行論 全一冊 定價金八十錢 郵税金十錢

世界經濟叢書

- 法學博士 男爵 田尻稻次郎先生著
○訂正増補 財政と金融 全一冊 定價金二圓 郵税金十錢
- 内閣法制局參事官小林丑三郎先生著
○増訂 比較財政學 全二冊 定價金三圓 郵税金十錢
- 法學博士 松崎藏之助先生著
○經濟學要義 全一冊 定價金九圓 郵税金十錢
- 帝國大學助教授 河津 暹先生著
○通 經濟學教科書 全一冊 定價金七圓 郵税金十錢
- 東京高等商業教授 關一先生著
○商業經濟綱領 全一冊 定價金八圓 郵税金十錢
- 慶應義塾教授 堀江歸一先生著
○最新 銀行論 全一冊 定價金一圓廿錢 郵税金十錢
- 東京高等商業教授 佐野善作先生著
○訂正 銀行論 全一冊 定價金一圓廿錢 郵税金十錢

財政及經濟書

述著大の生先野佐

訂正 銀行論

上製全一冊
定價金一圓廿錢
郵税金十二錢

東京高等商業學校の銀行論の講座を擔任しその壇上に現はれむか其の深遠なる研究によれる豊富の材料は懸河の雄辯も流れて聽講生をして心酔せしむるたる現代銀行學者の泰斗として令名隆々たる佐野先生が我實業界の爲に著されたる本書は發行以來好評噴々として斯界を照らす一導の光輝として迎へられぬ訂正増補して日進月歩の實業界の指導たる責任を盡くさんことをつとむる篤學の士よ一度び本書を播いて其真髓を極められよ

訂正 取引所投機論

上製全一冊
定價金一圓廿錢
郵税金八錢

時々刻々幾千萬の人々を喜憂せしめ時々刻々幾千萬の財産を増減せしむ嗚呼取引所世界の偏隅に起れる事變も忽ち電氣の如く此處に來りて物價の高低となり世潮の満干となる財界の晴雨計人生の寒暖計(微妙なるかな取引所の作用)而も此趣味ある問題に就て精致の研究を遂げ得たる者古今本邦の學界に於て殆んど其人なし唯獨り佐野先生あるのみ本書は氏が多苦辛の結果に成れるもの凡そ取引所投機に關する所の事項を闡ひて直に廓如たり單に身を學界若しくは實業界に置く者のみに限らず一般人士も亦之を播いて此微妙の作用を審かにすべきなり

同文館發行財政經濟商業總目錄

- 東京高等商業教授 佐野善作先生著 ○貨幣論 全一冊 近刊
- 神戸高等商業校長 水島鐵也先生著 ○修正銀行及外國爲替 全一冊 定價金八十錢
- 慶應義塾教授 堀江歸一先生著 ○增訂最新貨幣論 全一冊 定價金一十錢
- 松崎博士評 吉井一三先生著 ○貨幣及信用政策 全一冊 定價金十五錢
- 東京高等商業教授 佐野善作先生著 ○取引所投機論 全一冊 定價金一圓廿錢
- 神戸高等商業教授 坂西山藏先生著 ○經濟學經濟企業論 全一冊 定價金六十錢
- 史論叢第一 ○經濟學經濟信用券貨幣論 全一冊 定價金六十錢
- 史論叢第二 ○經濟學經濟信用券貨幣論 全一冊 定價金六十錢
- 法學博士 福田德三先生著 ○經濟學研究 全一冊 近刊

商業學書

- 山口高等商業教授 坂本陶一先生著 ○再商業通論 全一冊 定價金一圓八十錢
- 神戸高等商業教授 内池廉吉先生著 ○高等商業學概論 全一冊 定價金一圓五十錢
- 業叢書 ○商業學概論 全一冊 定價金一圓五十錢
- 同 ○フランケル氏商業通論 全一冊 定價金八十錢
- 同 ○ボルヒト氏商業通論 全一冊 定價金八十錢
- 慶應義塾教授 堀江歸一先生著 ○國際商業政策 全一冊 定價金一圓六十錢
- 東京高等商業教授 關一先生著 ○鐵道講義要領 全一冊 定價金九十錢
- 山口高等商業教授 坂本陶一先生著 ○訂正商業綱要 全一冊 定價金九十錢
- 增補 ○訂正商業綱要 全一冊 定價金九十錢
- 金澤商業教授 中野觀象先生著 ○商業櫛梯 全一冊 定價金卅五錢

同文館發行財政經濟商業總目錄

- 商學士 田中信吉先生著 ○最新商業の經營 全一冊 定價金七十錢
- 東京高等商業教授 ヴロツク、ホイス先生著 ○英各國貨幣及度量衡比較 全一冊 定價金五十錢
- 山口高等商業教授 坂本陶一先生著 ○實商業提要 全一冊 定價金九十錢
- 東京高等商業講師 村瀬春雄先生著 ○共同海損講義要領 全一冊 定價金七十錢
- 同 ○海上保險講義要領 全一冊 近刊
- 前東京高等商業教授 猪原吉次郎先生著 ○重要商品教科書 全一冊 定價金八十錢
- 商學士 池本純吉先生著 ○最新重要商品誌 全一冊 定價金八十錢

- 商學士 吉田弟彦先生著 ○外國商業地理教科書 全一冊 定價金八十錢
- 同 ○英萬國商業地圖 全一冊 定價金一圓廿錢
- 商學士 星賢作先生著 ○日本商業地理教科書 全一冊 定價金六十錢
- 山口高等商業教授 坂本陶一先生著 ○日本商業史 全一冊 定價金六十五錢
- 山口高等商業教授 坂本陶一先生著 ○世界商業史 全一冊 定價金六十五錢
- 金澤商業教授 富田千年先生著 ○日本商業史綱 全一冊 定價金八十五錢
- 同文館編輯部編纂 ○日本商工史 全一冊 定價金三十錢

同文館發行財政經濟商業總目錄

簿記學書

- 東京高等商業教授 佐野善作先生著
○訂正商業簿記教科書 全一冊 定價金一圓六十錢 郵税金十五錢
- 三菱銀行員 森川鑑太郎先生著
○銀行簿記教科書 全一冊 定價金八十錢 郵税金十錢
- 商學士 吉田良三先生著
○新商業簿記 全一冊 定價金九十錢 郵税金十錢
- 同 先生著
○新商業簿記學例題 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢
- 同 先生著
○新銀行簿記 全一冊 定價金七十五錢 郵税金十五錢
- 同文館編輯部編纂
○最新商業簿記教科書 全一冊 定價金九十錢 郵税金十錢
- 池本商學士 西川正次兩先生共著
○實踐銀行簿記法 全一冊 定價金六十五錢 郵税金十五錢

商業算術書

- 東京高商教授團一 鹿野清次兩先生共著
○用商業簿記例題 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢
- 水島鐵也 原口亮平兩先生共著
○銀行簿記例題 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢
- 前橫濱商業教諭 飯島和一先生著
○用商業簿記 全一冊 定價金二十五錢 郵税金四錢
- 商學士 吉田良三先生著
○簡易商業簿記 全一冊 定價金六十錢 郵税金六錢
- 大倉商業校長 立花寬藏先生著
○最新商業算術教科書 全一冊 定價金一圓十錢 郵税金十錢
- 金澤商業教諭 中野觀象先生著
○用商業算術 全一冊 定價金四十錢 郵税金六錢

同文館發行財政經濟商業總目錄

英文商業書

- アノストルニス 小林行昌兩先生共著
○英作文練習書 全一冊 定價金八十錢 郵税金十錢
- 東京商業講師 岡田市治先生著
○新式英和商業文範 全一冊 定價金五十錢 郵税金六錢
- 中島鐵造先生著
○英文商人之常識 全一冊 定價金三十五錢 郵税金六錢
- 在米國 伊藤重治兩先生著
○商業教科書 全一冊 定價金四十五錢 郵税金六錢
- シヨセフ、ヘーヤ先生原著
○商業作文のあやまり 全一冊 定價金二十五錢 郵税金二錢
- 東京高等商業教授ウロツク、ホイヌ先生著
○英各國貨幣及度量衡比較 全一冊 定價金六十錢 郵税金六錢

商業辭書

- 專門大家四十二名分擔執筆
○商業大辭書 全一冊 定價金四十錢 郵税金四錢
- 田中、中川、伊丹、三先生共著
○和商業新辭彙 全一冊 定價金十錢 郵税金一錢
- 商學士 田中信吉先生著
○英和商業略語辭彙 全一冊 定價金三十錢 郵税金六錢
- 經濟世界社編纂
○英和商業辭彙 全一冊 定價金四十錢 郵税金六錢
- 商業讀本類
○實業明治算術書 甲種 定價金二十五錢 郵税金三錢 乙種 定價金二十錢 郵税金二錢
- 同文館編輯部編纂
○日本商業讀本 一、二、三、四各冊 定價金各二十五錢 郵税金各六錢
- 神戸高等商業教授 中川靜先生編
○商業補習讀本 一、二、三、四各冊 定價金各二十二錢 郵税金各四錢

同文館發行財政經濟商業總目錄

實業學務局員 中村康之助先生編
 ○實業大國民讀本 乙甲 定價金三十五錢
 郵稅各金四十五錢

同文館編輯部編纂
 ○補習實業讀本 全和 定價金二十五錢
 郵稅金四十五錢

橫井博士閣 補習教育研究會編
 ○補習農業讀本 乙甲和 定價各二十五錢
 郵稅各二十六錢

實業學務局員 中村先生閣古賀先生編
 ○補習書翰文範 全和 定價金二十五錢
 郵稅金四十五錢

農業書類

法學士 河上肇先生著
 ○日本農政學 全上 定價金二十錢
 郵稅金十五錢

法學博士 松崎藏之助先生著
 ○農業と産業組合 洋全 定價金六十錢
 郵稅金八十錢

橫井博士校閱 矢田鶴之助先生著
 ○小農業教授法 全上 定價金八十五錢
 郵稅金八十五錢

雜書

○實業民商法教科書 全上 定價金六十錢
 郵稅金六十錢

內閣法制局編纂
 ○現法規提 要全 定價金四十五錢
 郵稅金三十五錢

法學博士 梅謙次郎先生著
 ○民法講義 全上 定價金一百五十錢
 郵稅金五十錢

山縣元帥閣下題字 加藤房造先生著
 ○露國大政策 全上 定價金一百五十錢
 郵稅金五十錢

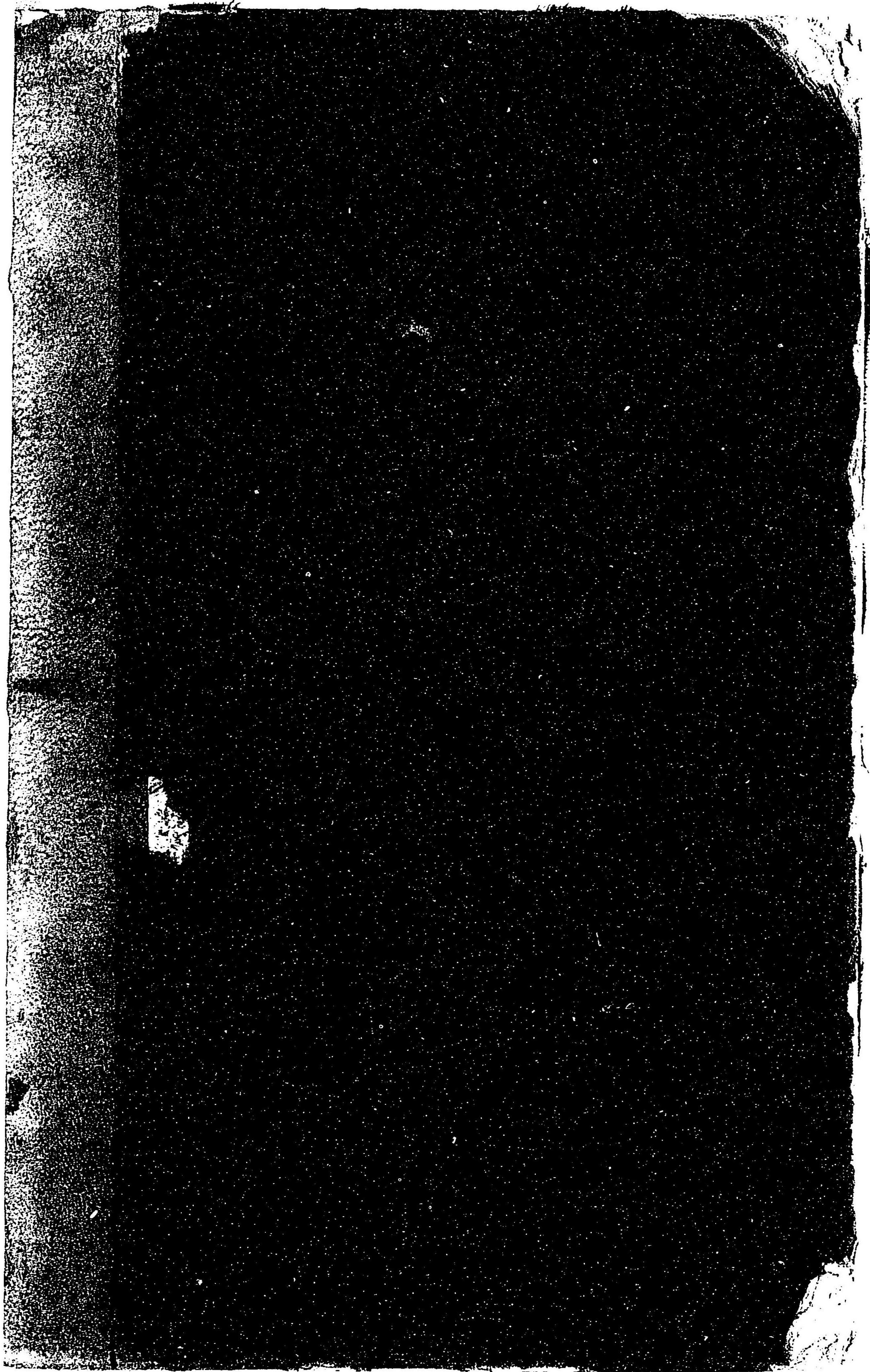
玉木愛石先生書
 ○新商業習字帖 全三册 定價各廿四錢
 郵稅各廿四錢

松崎博士校閱 藤戶計太先生著
 ○支那揚子江 洋全 定價金七十錢
 郵稅金七十錢

實業學務局員 足立丑六先生著
 ○高等商業教授書 全上 定價金八十錢
 郵稅金八十錢

90

238



040965-000-9

90-238

貨幣論

佐野 善作/著

M40.9

BDF-0065



